

陸上自衛隊仕様書		
	調達要求番号	
商用観測衛星による撮影等技術援助役務	58S41C30008	
	作成	令和7年4月4日
	変更	
	作成部隊等名	第5施設団本部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊第5施設団による商用観測衛星による撮影等技術援助役務について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z500002によるほか、次による。

1.2.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、この仕様書と引用文書が異なる場合は、この仕様書の規定を優先する。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・

リスク対応 共通仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）

秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）

防衛省の情報保証に関する訓令（平成19年防衛省訓令第160号）

2 技術援助に関する要求

2.1 技術援助対象装備品等名・実施場所・期間・人員・作業内容

技術援助対象装備品等名・実施場所・期間・人員・作業内容は、調達要領指定書によって指定する。

2.2 技術援助の実施

契約の相手方は、部隊等の検査・監督官の指示を受け、技術支援を実施するものとする。

2.3 技術援助の内容

技術援助の内容は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。

- a) 操作、点検、試験、計測及び故障探求・修理の技術支援
- b) その他の技術的事項に関する指導

2.4 指定場所以外への派遣

契約の相手方は、指定場所以外に派遣の必要が生じた場合は、契約担当官等に申し出て指示を受けるものとする。

2.5 技術支援提供者の資格

技術支援対象者（以下，“派遣員”という。）の資格は，対象装備品等に関する技術支援を実施するに必要な専門的技術を有するものとする。

2.6 作業記録等

- a) 契約の相手方は，作業記録（業務完了調書）による所要事項を記入し，検査・監督官の承認を受けるとともに，検査官を経て契約担当官等に提出するものとする。
- b) 契約の相手方は，対象装備品等に故障が発生した場合，故障状況報告書により所要事項を記入し，検査・監督官の承認を受けるとともに，検査官に提出するものとする。

3 業務に関する要求

3.1 契約期間・業務回数

役務契約期間・業務回数は，調達要領指定書による。

3.2 撮影要領

3.2.1 撮影方式

撮影方式は，調達要領指定書による。

4 品質保証

4.1 監督及び検査

監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4.2 その他

修理を実施した部位・部品について，本来の性能等が低下してはならない。

5 その他の指示

5.1 かし条項の適否

契約の相手方は，かし条項に該当する場合は，契約担当官に申し出るものとする。

5.2 提出書類等

提出書類等は，次による。

表 1－提出書類

番号	書類名	部数	提出先	提出時期	備考
1	作業記録表 (業務完了調書)	a)	a)	各日の終了後 速やかに	—
2	故障状況報告書			必要の都度	—

注a) 部数及び提出先について，調達要領指定書に指定する。

5.3 秘密保全

秘密保全は，次による。

- a) 請負者の特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）及び秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）（以下，訓令等という。）に基づく立ち入り禁止区域に立ち入る場合は，関係規則等に基づく手続きを行い，立ち入りを禁止した区域及び業務に関係のない施設へは立ち入ってはならない。細部は陸上自衛隊第5施設団本部の指示に従うものとする。
- b) 契約の相手方は，本契約を履行する上で知り得た情報を他の者に漏らしてはならない。また，契約履行後も同様とする。

5.4 官側の支援

契約の相手方は、本契約の履行に当たり、当該実施場所の許可権者の許可を得て、官側の設備を使用するものとし、次の事項について支援を受けることができる。

- a) 施設の立入り及び施設の利用（当該駐屯地の出入手続きは、当該駐屯地の定めるところによる）
- b) 電力、用水などの使用
- c) 本契約に必要な機器の使用
- d) 必要な資料などの提示
- e) その他官側が必要と認められた事項

注) ただし、保守に当たり官側の所有する備品等に対し、破損等が生じた場合は、速やかに官側に対して申し出るものとし、損害の復旧に必要な経費を全て契約の相手方が負担すること。

5.5 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、契約担当官等と協議するものとする。